

(問1) 飼料作物の作付・利用の具体的な考え方いかん(飼料自給率の向上の観点を踏まえて)。

(答)

- 1 飼料作物の作付については、経営類型の立地する地域ごとの気候や土地条件に適した作物を作付けすることとし、類型ごとの飼養規模や労働力に応じた飼料作物の生産を想定したが、とくに専用機械が開発されたことやコントラクター(飼料生産受託組織)組織の拡大等から、単位面積当たり栄養収量に優れるトウモロコシを積極的に作付けることとした。生産された飼料作物の利用については、わが国の気象条件を考慮し、サイレージの通年利用を基本とし、酪農経営および繁殖経営の一部においては省力的な飼養管理と飼料生産コストの低減に資する放牧利用を取り入れた。
- 2 具体的には
 - (1) 酪農経営においては、北海道では混播牧草を主体とし、畑作地帯ではトウモロコシの作付を想定した。なお、放牧利用では嗜好性や栄養収量を考慮しチモシー主体とした。都府県においては寒冷地では北海道に準じた作物の作付としたが、暖地ではイタリアンライグラスとトウモロコシの二毛作を想定した。
 - (2) 肉用牛繁殖経営においては、北海道では畑作または水田地帯を想定し、混播牧草・トウモロコシの作付とした。都府県においては寒冷地では北海道に準じた作物の作付としたが、暖地ではスーダングラスとイタリアンライグラスの作付とした。なお、都府県では水田および野草地における放牧利用を想定した。
 - (3) 肉用牛肥育経営においては、北海道では畑作地帯を想定して混播牧草・トウモロコシの作付とした。都府県においては寒冷地では北海道に準じて混播牧草・トウモロコシの作付とし、暖地では、イタリアンライグラスとトウモロコシの二毛作を想定した。

(問2) コントラクター活用の具体的考え方いかん。

(答)

1 わが国の畜産経営では飼養規模等の拡大等に伴い、今後さらに飼料生産労働負担の軽減、飼料生産に係る作業の効率化による低コスト化が望まれている。

本指標では飼料生産については経営内の自給生産を基本としつつ、実現可能性を考慮して飼料生産に係る一定量をコントラクター利用することを想定した。

2 具体的には

(1) 酪農経営において、飼料作物生産は、経営内の農地、労働力を最大限に活用した経営となっており、今後、更なる飼養頭数規模の拡大を図る場合には、一層の省力的な飼養管理・飼料生産方式へと転換することが大切である。このため、これまでの個別農家による自給飼料生産に加え、コントラクター利用を進めることが必要と考える。このため、経営指標においては、飼料生産作業の4割をコントラクターに委託することを想定している。

(2) 肉用牛経営では、繁殖経営は小規模、高齢農家が子牛生産の太宗を担っている。今後の肉用牛生産の拡大のためには、これら小規模、高齢農家の繁殖経営を支援しつつ、大規模経営農家の育成を図ることが重要である。

規模拡大による飼料生産のスケールメリットの発現が困難な小規模繁殖経営においても、コントラクターによる大規模飼料生産の効果が期待されることから、繁殖経営では飼料生産をコントラクターに全て委託することを想定している。

肥育経営では周期的な子牛価格の高騰などに対処するため、今後、肥育経営に繁殖経営を加えた一貫経営の展開が見込まれている。

このため、肥育経営から一貫経営への展開を行う繁殖・肥育一貫経営では飼料生産作業をコントラクターへ全て委託することを想定している。

(更問) また、コントラクターの利用により、どの程度コストが削減されるのか？

(答)

1 酪農経営では

コントラクターを利用する場合は、自給粗飼料生産に係る全作業の40%を委託するとして算出。

コスト低減割合(▲1/3)を加味するのは材料費・農機具費。労働費は雇用労働等を加味し別途計算。

これによって、TDN 1kg当たり費用は、北海道、都府県とも6円の低減。生乳1kg当たり費用合計は北海道で2円、都府県では1円から2円の低減となる。

2 肉用牛繁殖および肥育経営では

コントラクターを利用する場合は、自給粗飼料生産に係る全作業の100%を委託するとして算出。

コスト低減割合(▲1/3)を加味するのは材料費・農機具費。労働費は雇用労働等を加味し別途計算。

これによって、繁殖経営のTDN 1kg当たり費用は、北海道で12円から14円の低減、都府県では22円から32円の低減。子牛一頭当たり費用合計は、北海道で23千円から29千円、都府県では40千円から56千円の低減が見込める。

一方、肥育・一貫経営では、TDN 1kg当たり費用は、22円の低減、肥育牛(去勢)一頭当たり費用合計は、47千円の低減が見込める。

(問3) 各経営の粗飼料給与率及び経営内飼料自給率の考え方いかん。

(答)

1 地域の気候や土地条件による飼料作物作付の特徴、自給粗飼料の配合飼料や購入粗飼料に対する有利性および畜産経営ごとの自給粗飼料の役割、さらにふん尿還元用地の確保等も考慮し、粗飼料給与率、経営内飼料自給率を経営指標の類型ごとに定めた。なお、粗飼料については経営内の自給を基本としつつ、実現可能性を考慮して一定量については地域内で生産された購入粗飼料を用いた。

2 酪農経営

酪農経営の搾乳牛に対する粗飼料給与率は、牛の生理代謝上安定した乳量の確保および乳脂率を得る観点から、50～75%程度が望ましい割合とされている。

このため、

粗飼料給与率については北海道では70%（放牧主体では集約放牧による積極的な牧草地の利用を考慮し75%）、都府県では50%とした。経営内飼料自給率については、北海道では粗飼料はすべて自給として粗飼料給与率と同率の70%、都府県では購入粗飼料の利用を5～15%と見込み、35～45%と設定した。

3 肉用牛経営

繁殖障害および生理代謝障害を防止する観点から、繁殖牛に対しては80%以上、肥育牛に対しては10%以上の給与が望ましい。とくに、繁殖牛に対しては経営観点からも、母牛の過肥防止、子牛の内臓や骨格の十分な形成のために粗飼料を多給することが望ましいとされている。

このため、

粗飼料給与率については繁殖経営では80%、肉専用肥育では15%、肉専肥育一貫、乳用種育成では25%、乳用種交雑種肥育、乳用種肥育一貫では10%を設定した。経営内飼料自給率については繁殖経営では60～70%、肥育経営では、肉専肥育一貫と乳用種育成で20%、以外は5%と設定した。

(問4) 飼料生産指標における単収の考え方いかん。

(答)

- 1 設定草種は良質粗飼料として、混播牧草、チモシー、イタリアンライグラス、トウモロコシ、スーダングラスの5草種とした。
- 2 良質粗飼料に係る望ましい経営体の単収水準は、基本計画の27年目標と過去5年間（平成11～15年）の平均値との比を、道、都府県別に算出し、酪肉近の地域イメージを考慮の上、各草種に乗じて示した。

(問5) 都道県においては、指標に示されたものより、さらに土地の制約がある地域での生産については、どのように考えるか？

(答)

飼料生産のための飼料畑等の飼料基盤の確保については、従前の経営耕地の他、周辺の不作付けとなっている水田や畑などの既耕地の集積による拡大と、イタリアンライグラスとトウモロコシの二毛作への取組等の効率的な土地利用により、経営内の飼料自給率を高めるとともに、地域の転作への取組等で生産される飼料作物の購入等により粗飼料を確保することを想定している。

(問6) 新たな経営類型における経営内飼料自給率の設定については、実勢との乖離が大きいですが、どのように実現を図っていくのか？

(答)

- 1 経営内飼料自給率については、望ましい経営体の姿として購入飼料に対する有利性やふん尿還元用地の確保などを考慮し、意欲的な設定としているところである。
- 2 経営内粗飼料自給率は経営体の有する作付面積に左右され、土地条件の制約の大きい地域、とくに都府県においては経営指標の種類を問わず、経営内自給率の指標の実現には課題が多い。
- 3 しかしながら、不作付けとなっている水田や畑など、飼料生産の拡大が可能な既耕地は今後も増加が予想される。経営内自給率の指標の実現には借地等によりこれらの土地を有効活用することを見込むとともに、コントラクターの利用および経営内での放牧に取り組むことで対応を図ってまいりたい。

(問7) TDN 1 kg当たり費用について、規模拡大の有利性が働いていないのではないか。

(答)

TDN 1 kg当たり費用の算出にあたり規模拡大の有利性は考慮されている。なお、本経営指標では経営内容を踏まえ、一部類型でコントラクターあるいは放牧利用等を想定した値を指標値として示している。